

「幼稚園で発生したプール事故事案の意見」の実施状況報告等における確認事項

平成26年6月に「平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故」報告書における内閣府、文部科学省、厚生労働省への意見具申に関し、平成28年11月時点の対応状況を踏まえ、表に示す項目(確認事項(平成28年12月))について貴府省の御見解をお伺いします。

意見(平成26年6月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成28年11月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成28年12月) 消費者安全調査委員会
<p>幼児にとって、水に慣れ親しむことは大切な体験となる。調査委員会は、次の対策を求めるが、これは幼稚園、保育所及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。)におけるプール活動や水遊びの活動が萎縮することを望んでいるものではない。むしろ、幼児が安全に楽しくプール活動・水遊びを行うことができる環境作りが重要であると考え。</p>		
<p>1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等でのプール活動・水遊びに関し、次の(1)及び(2)の措置を講じるよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。</p> <p>(1) プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう幼稚園等に対して周知徹底を図る。また、既にこれらの取組を行っている幼稚園等に対しては、再度、周知徹底を図る。</p>	<p><内閣府、文部科学省、厚生労働省></p> <p>1. プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、平成26年10月以降、毎年、プール活動・水遊び前に、以下の通知等を各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部(局)長、各都道府県子育て支援新制度担当部長等宛て発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳等の事故防止について(平成27年5月1日27文科ス第119号文部科学省スポーツ・青少年局長通知) ・保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(平成27年6月8日雇児保発0608第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知) ・認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(平成27年6月8日府子本第157号内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)通知) 	<p><对内閣府、文部科学省、厚生労働省></p> <p>①「教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート事業者向け調査結果」(平成27年11月)や、「幼稚園等におけるプール活動・水遊びを行う際の安全管理に係る実態調査の結果について(情報提供)」(平成28年5月)により、幼稚園等における実施状況が判明しました。</p> <p>(ア) 調査委員会調査では、注意喚起(通知)を認識していない幼稚園等が一定数存在するとの結果でした。このことをどのように捉えていますか。</p> <p>(イ) 関係団体は、地方公共団体とは別の手法によって幼稚園等へ働きかけを行っていると考えてよろしいでしょうか。</p>

意見(平成26年6月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成28年11月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成28年12月) 消費者安全調査委員会
<p>① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。</p> <p>② 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる教職員に対して、幼児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちナリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。</p> <p>③ 教職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。</p> <p>(2) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、幼児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。</p>	<p>・水泳等の事故防止について(平成28年4月26日ス庁第88号スポーツ庁次長通知)</p> <p>・幼稚園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(平成28年5月27日28初幼教第7号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・スポーツ庁政策課学校体育室長連名通知)</p> <p>・保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(平成28年5月27日雇児保発0527第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)</p> <p>・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(平成28年5月27日府子本第347号内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)通知)</p> <p>2. 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて、平成28年3月に各都道府県教育委員会教育長、各都道府県民生主管部(局)長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛に発出したところ。また、この通知の周知を図るための事務連絡を平成28年10月に発出したところである。</p> <p>・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)</p> <p>・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知徹底について(平成28年10月5日事務連絡内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課連名通知)</p> <p>3. 上記通知等の発出に加え、各府省が実施する全国会議や研修会等、及び関係団体が行う研修会などにおいても、事故防止に関する取組について、その周知徹底を図っているところである。</p>	<p>(ウ)通知を認識していても、園内で取組みを実施できていない幼稚園等が存在する(13%)との結果でしたが、なぜ行動につながっていないのでしょうか、通知の内容を確実に現場に浸透させる取組として何か検討されていること(支援策を含む。)はありますか。</p> <p>例えば、プール監視について、幼稚園等での監視要員確保のため、民間のプール施設等から監視要員を派遣する等の補助制度の検討の余地はありますか。</p> <p>②ガイドラインの概要について御教示下さい。</p> <p>③ガイドラインの幼稚園等への周知徹底に関し、どのように考えていますか。これまでの周知徹底の評価をどのように、またいつ頃行う予定ですか。</p> <p><対文部科学省></p> <p>④学校保健安全法第27条に定められている学校安全計画について、幼稚園(公立・私立)の策定状況を御教示下さい。また、教育委員会や首長部局は、その計画の内容について指導等をされていますか。</p> <p><对内閣府、厚生労働省></p> <p>⑤幼保連携型及び幼稚園型認定こども園では学校安全計画を策定することとされていますが、その策定状況を御教示下さい。また、他の認定こども園、保育所においては策定されていますか。</p>

意見(平成26年6月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成28年11月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成28年12月) 消費者安全調査委員会
<p>2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して事故情報の共有を図るべきである。</p>	<p><内閣府、文部科学省、厚生労働省> 教育・保育施設等において重大事故が発生した場合、特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成27年2月16日府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号・内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)により、自治体から事故報告を求めている。 自治体からの事故報告については、内閣府において集約・データベース化を行い、プール活動・水遊びにおける重大事故も含め、内閣府のホームページにおいて、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」により公表し、施設・事業者及び自治体等と共有を図っている。 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html また、平成28年4月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、今後、地方自治体の事故の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うこととしている。</p>	<p><对内閣府、文部科学省、厚生労働省> ⑥「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」に関し、スケジュール、検討内容、結果の活用方法について御教示下さい。 ⑦平成28年7月に那須塩原市で発生したプール事故について、地方自治体における事故の検証状況を御教示下さい。 ⑧重大事故以外にも、大きな事故にならなかった事例の検証を共有する機会がありますか。</p>
<p>3. 文部科学省は、幼稚園等における具体的な取組が推進されるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターの知見を活用することなどにより、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について情報提供を行うべきである。</p>	<p><文部科学省> 1. 「幼児期の運動に関する指導参考資料(ガイドブック)第一集(冊子およびDVD)」(平成27年3月文部科学省)を作成し、水遊びでの事故事例と防止対策について掲載し、全国の幼稚園に配付した。 2. 「水泳等の事故防止について」(平成28年4月26日ス庁第88号スポーツ庁次長通知)等を通じて、独立行政法人 日本スポーツ振興センターが作成している「学校事故事例検索データベース」を参照として挙げ、事故事例の共有を図っている。 http://www.jpnsport.go.jp/anken/anken_school/anken_school/tabid/822/Default.aspx</p>	<p><対文部科学省> ⑨関係団体への周知や啓発については、今後も継続的な取組が必要と考えられますが、その点についてどのような計画がありますか。</p>

意見(平成26年6月) 消費者安全調査委員会	実施状況(平成28年11月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省	確認事項(平成28年12月) 消費者安全調査委員会
<p>4. 文部科学省は、上記1. から3. の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組むべきである。</p>	<p><文部科学省></p> <p>1. 小学校低学年におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止についても、平成26年10月以降、以下の通知等を各都道府県教育委員会教育長、各都道府県子育て支援新制度担当部局等宛て発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳等の事故防止について(平成27年5月1日27文科ス第119号文部科学省スポーツ・青少年局長通知) ・水泳等の事故防止について(平成28年4月26日ス庁第88号スポーツ庁次長通知) ・本年6・7月に実施された各教科等担当指導主事連絡協議会(文部科学省)において、水泳事故防止について注意喚起を行ったところである。 ・学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(平成28年9月28日事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室)、水泳中の事故等も含め平成28年度上半期に発生した学校体育活動中の重大な事故事例について共有を図った。 <p>2. 「水泳指導の手引(三訂版)」を作成し、平成26年3月に全国の学校等に配付した。</p> <p>3. 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」(DVD)を作成し、平成26年3月に全国の学校等に配付した。</p> <p>4. スポーツ事故防止対策推進事業として、独立行政法人日本スポーツ振興センター主催の「学校でのスポーツ事故を防ぐために」と題して、平成26年度以降、水泳事故等も含め事故事例を基に事故防止のためのセミナーを全国で開催している。</p>	<p><対文部科学省></p> <p>⑩関係団体への周知や啓発については、今後も継続的な取組が必要と考えられますが、その点についてどのような計画がありますか。</p>